

出雲地区

保護司会だより

第29号

出雲市の皆様へ

松江保護観察所長

加藤 雅之



更生保護制度が開始し、まもなく七十周年を迎えようとしています。戦後間もない時期に路頭に彷徨う子ども達を一人でも多く救いたい、手を差し伸べたいという篤志家の熱い思いが、多くの事業家の心を動かし、市民一人一人の心を動かし、ついには更生保護制度という国の施策へと結実した、その記念すべき日から七十年が経過しようとしています。その間、私たちを取り巻く情勢は大きく変わりました。少子高齢化の波が全国を襲い、かつてのような経済成長が望めない中、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴等の要因により、社会の中で生きづらさを抱える者達の手による犯罪が社会を脅かしています。刑法犯認知件数が戦後最低水準を更新する一

方、再犯者による犯罪（再犯者率）は増加の一途を辿っています。社会の中で生きづらさを抱えた少数の者が繰り返す犯罪に手を染めてしまっている。その多くは盗みや傷害、薬物犯罪ですが、その中の一部が不幸にも重大な犯罪に発展してしまうこともある。そのような人達を犯罪から遠ざけるためには、これまで続けてきた更生保護の手法、専門的な処遇を担う保護観察官と人間的な関与に懸命に取り組んでいただいている保護司による協働態勢のみによっては限界があることが指摘されるようになってきました。

一昨年十二月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が成立・施行いたしました。それを受け、昨年十二月には国の再犯防止推進計画が閣議決定されており、全国の地方自治体において、その地域の特性に見合った、あるいはその地域に必要な再犯防止対策を講じていただくことで、社会の中で生きづ

らさを抱えた人達を再犯から遠ざけていくための方策について、主体的に取り組んでいただいております。各自自治体における地方再犯防止推進計画の策定が徐々に進められているところです。

言うまでもないことですが、これまでも地方自治体におかれましては、更生保護制度の趣旨を御理解いただき、大変なお力添えをいただいております。これからは、各地方自治体において求められる再犯防止対策を更生保護のみならず、検察・矯正といった刑事政策を担う各部署、更には広く再犯防止に関わる国家行政機関との連携において力強く推進していければと考えております。

出雲国の国引きの神話にございませうように、今こそ私たちが力を寄せ合いながら、更に安心・安全な地域社会を構築していかねばならないと存じております。出雲市の皆様におかれましては、引き続き更生保護事業の趣旨を御理解いただき、社会の中で生きづらさを抱えた者達に対して、一人でも多く温かい手を差し伸べ、出雲国を共に支える社会の一員として彼らが生きていけるよう、更に一層のお力添えを願います。

第68回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱：法務省

「社会を明るくする運動」は地域みんなの運動

趣 旨	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。
強調月間	7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。
行動目標	①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
重点事項	犯罪や非行をした人たちを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、 ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。 ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。 ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。 ④犯罪をした高齢者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。 ⑤非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。 に 関係行政機関・民間団体関係者等との連携をもとに取り組むことを重点事項とする。



平成29年出雲市メッセージ伝達式

メッセージ伝達

出雲地区保護司会では、次の日程により内閣総理大臣からの「社会を明るくする運動」メッセージを伝達いたします。

これは「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする」趣旨に基づいて、内閣総理大臣が国民に向けたメッセージを市長に伝達するものです。

と き ● 七月二日 (月)

午前九時より

と ころ ● 出雲市役所一階

くにびき大ホール

伝達者 ● 出雲地区保護司会会長

受託者 ● 出雲市長

参加者 ● 一般市民、保護司会会員、更生保護女性会会員、BB

S会会員、協力事業主会

会員、人権擁護委員、青

少年育成協議会会員、民

生委員、児童委員、出雲警

察署、少年補導員ほか

出雲地区保護司会の その他の取組

① 広報車やショッピングセンター

での街頭キャンペーン活動

② 標語の募集

対象：小学生、中学生、一般

③ 作文の募集

対象：小学生、中学生

④ ミニ集会の開催等地域との連

携・協働活動の推進

⑤ 中学生との対話集会や講演会の
開催

第68回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を求め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もがやり直すチャンスあふれる社会を構築することが重要です。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、政府として初となる「再犯防止推進計画」を策定しました。「推進計画元年」となる本年は、この計画を着実に実施するため、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を一層強力に押し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「^{しあわせ}幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成30年2月26日

内閣総理大臣

安倍晋三

募集のお知らせ

標語

「社会を明るくする運動」強調月間にあわせて、「犯罪のない明るい街づくり」「青少年の非行防止」がアピールできる標語を募集します。

一般の部

主催

出雲地区保護司会

応募資格

出雲市内に居住する方

募集方法

一人三点以内とし、自作・未発表のもので、用紙は自由です。作品には住所・氏名・電話番号を記入してください。

提出先

市役所・各支所・コミュニティセンター・社会福祉協議会などに設置してある投稿箱に入れていただくか、出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）まで郵送してください。

募集期間

七月一日～七月三十一日

表彰

最優秀賞 一点（賞状・副賞）
優秀賞 五点（賞状・副賞）
佳作 十点（賞状・副賞）

小学生・中学生の部

主催

出雲地区保護司会

出雲市青少年育成市民会議

応募資格

出雲市内の小中学生及び中学生

募集方法

一人三点以内とし、自作・未発表のもので、用紙は自由です。作品には学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入してください。

提出先

各学校を通じて、出雲市市民活動支援課青少年支援係へ提出してください。

募集期間

夏休み期間中

表彰

最優秀賞 各一点（賞状・副賞）
優秀賞 各二点（賞状・副賞）
佳作 各十点（賞状・副賞）

詳細については、各学校を通じてお知らせします。

作文

小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活・学校生活や地域の中で体験したことを基に、犯罪や非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、運動に対する理解を深めてもらうことを目的として実施されます。

主催

「社会を明るくする運動」島根県推進委員会

後援

島根県小学校長会・島根県中学校長会・島根県保護司会連合会・更生保護法人島根更生保護観察協会・島根県更生保護女性連盟・島根県BBS連盟・山陰中央新報社

応募規定

島根県内の小学生及び中学生

応募資格

テーマ

「社会を明るくする運動」の趣旨を踏まえて、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行に関して考えたことや感じたことなどを題材としたものとします。

原稿枚数

四百字詰め原稿用紙三～五枚程度

応募先

出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）へ学校を通じて提出してください。

募集締切日 九月七日（金）

その他

応募作品は、自作・未発表のものに限ります。応募に当たっては、題名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を明記してください。

選考

島根県推進委員会に優秀作品を推薦し、審査のうえ入賞作品が決定されます。また、入賞作品の中から小学生の部・中学生の部の各三点以内を選考し、同中央推進委員会（法務省）に推薦されます。

表彰

最優秀賞 各一点（賞状・副賞）
優秀賞 各八点（賞状・副賞）
なお、応募者全員に記念品が贈呈されます。

◎標語・作文の優秀作品は十二月に発行する保護司会だよりに掲載します。
◎問合せ先
出雲更生保護サポートセンター
（出雲地区保護司会）
出雲市今市町五四三番地
TEL 二三一七一九〇



第68回 社会を明るくする運動 啓発講演会

「ひまわりの譜」の メッセー^{うた}ジ



とき **7月2日(月)**
9時30分～11時

ところ **出雲市役所1F**
くにびき大ホール

入場無料

入場者数には限りがあります

講師 **五島つばき**氏

講師略歴 五島つばき (ごとう つばき)

長崎県五島市(旧福江市)生まれ。
 高校卒業後上京。作曲家聖川湧氏に師事。
 平成17年4月1日「ひまわりの譜／ふるさと五島」で日本クラウンレコードよりデビュー。
 平成19年12月5日「興七」、平成21年7月8日「面影橋で」
 平成23年10月5日「北離愁」、平成25年7月30日「七色坂」
 平成28年4月6日 社明運動応援歌4曲入りCD「君への伝言／ひまわりの譜／あなたの出発／ひまわりの譜パート2」
 平成29年7月5日「雪国情歌」発売。

デビュー曲、「ひまわりの譜」は、「第51回社会を明るくする運動」「新世紀富山県シンポジウム in 新湊」で講師に招かれた新湊出身の作曲家・聖川湧先生が、参加者の心を汲み対話しながら、新湊市の保護司・岩口和義先生が作られた詞に即興で作曲され、「社会を明るくする運動」の応援歌として産声をあげました。平成17年4月1日「ひまわりの譜」を発売し、聖川先生とともに2年半をかけ全国50ヶ所の保護観察所を表敬しました。平成19年11月20日法務大臣感謝状授与。東京大田区では平成23年より、石川県白山市では平成25年より毎年、中学生・高校生の吹奏楽部とジョイントし、社明運動を推進。

- ・平成19年、富山県にて法務大臣の感謝状授与。
- ・平成28年、長崎県にて法務大臣の感謝状授与。
- ・平成28年、法務大臣より東京大田区の保護司を委嘱。

主催：出雲地区保護司会 協賛：出雲市社会を明るくする運動推進委員会

〈お問い合わせ〉出雲更生保護サポートセンター(出雲地区保護司会)

〒693-0001 島根県出雲市今市町543番地 出雲市社会福祉センター3F
TEL.0853-22-7190 E-mail:izumo-hogoshikai@izumo-net.ne.jp

退任にあたっての片言拙文

へんげんせつぶん

一ノ瀬 隆 男



とをやるつもりだったので、初めから固くお断りしていた。しかし、監督から丁寧にも数回も説得され引き受けた。

「はてな？」と思われる方のために記すと、四字熟語の片言拙語を拙文にかえ、「ほんのちよつとしたまじい文」の意であり、私のこじつけであることをお許し願いたい。

(一) 保護司になつたきつかけ退職後シニアソフトボールチームの仲間に入れてもらい、親睦を第一とし体を鍛え技を磨くことを趣味の一つとしていた。そのチームの監督の佐藤嘉時氏(当時保護司)に勧められたが、退職してからは別のこ

と不安が増すばかりだった。初めて保護観察の要請を受けたのは、観察官の別所寛氏からだ

った。私が三刀屋高校に奉職中、部活と学習で共に励んだ生徒さんの一人だった。私は男子ソフトボール部の監督であり、かなり厳しく指導していたし、教室では教科担当に当たっていた。今度は保護司として指導を受けることになり、そのめぐり合わせに感慨を抱き、「これからは保護司ひとすじ」の思いを強くしたものだ。

(二) 我流の面接法

(ア) 初回は親と面接を終え、さて二回目からはどこから入ってゆくか試行錯誤の繰り返しで自己嫌悪に陥ることあまた、思い悩んだ拳句、思いついたこ

とがあつた。よく知られていることわざについて問うてみようと思つた。「石の上にも三年」を問うてみた。まちまちな反応であつた。「しびれますね」「とても我慢できませんね」「その石はどんな石ですか」等々。それ以来ことわざについて毎回のように話題にした。故事、こ

とわざ、慣用句の類の本を参考に対象者の年齢、知識欲などを考えて、間違いのないよう予習も欠かさなかつた。誤解を招くようなもの、難解なものは避けなければならぬ。

(イ) 新聞記事を話題に
主に三面記事を、時には一面も話題にしたかつたが、対象者はまず新聞を読んでいない。しかし、大きな事件性のある記事

は、私が概略を話し、感想や意見を求めたし、もちろん保護司自身の考えも伝えた。

(ウ) 趣味、得意なことを相互に伝えあう
サッカー、野球、スケートボード、将棋、無趣味など多様であつた。たまたま将棋の好きな対象者がいて、面接の都度一局指してから始めることにしていた。このように私のやり方は

我流であり、面接時間の半分を割いた。「遊び半分、仕事半分」を地でいったことになる。私自身迷つたり、愚かしかったり、極めて人間的なものだから、人を信じていることと同時に人を信じないこともある。人を信じない時こそ、あるがままの人間を認めようとするのかも知れない。
「水清ければ魚棲まず」の喩えのごとく、保護司として大事なことのように思える。

佐田地区更生保護女性会 地域活動について

和田 智恵美



佐田地区更生保護女性会(以下「更女」とする。)は、結成以来四十二年

が経過しました。会員四十名程度で設立され、その後一〇〇名程度の会員となつて、今現在は九十七名の会員で活動しています。

〈標語の掲載について〉

先輩の方々より、四十年に亘り受け継ぎ守っている活動に、標語の掲載があります。地域住民の方から標語を募集し、その中から青少年の健全育成、また日々の生活指針となる語句を選定し、毎月語句を変え、会員で掲示しています。最近では高齢化に伴ない、応募者数も減少し苦慮していますが、三十年度は、茨城県更生保護女性会結成六十周年記念事業の一環として作成された、日めくり短冊「更女しぐさ」の中から、許可を得て数編引用させていただく予定です。これからも出来る限り努力して継続したいと思います。

〈紙芝居活動について〉

毎年行われる中国五県の更生保護女性会会員研修の折、広島県で成果をあげられた紙芝居について発表がありました。元島根県更生保護女性連盟の鐘築会長をはじめ参加者の方から、これはぜひ島根県に持ち帰り、活動の中に取り入れようとの強い思いから、広島県と同じものを、松江保護観察所と県更女の役員で手づくりし、全県下二十八地区に配布されました。それは、地域安全、食育、防犯に関するもので、三部あります。

佐田更女は二十八年度では取り組み方を模索するのみで、具体的な活動には繋がりませんでした。防犯に関する「みみちゃんのてとて」というタイトルで、先進的に成果を上げられた出雲更生保護女性会川跡支部の皆様の実演を研修、また話し合いもさせて頂きました。二十九年度からは出来ることから始めようと、役員の中から三名の紙芝居担当者を決

め、その担当者を中心として、役員会員が配役を持ち、親子七夕会、児童クラブ二か所、理事会の折に保護司及び駐在所の方々にもご覧いただきました。

このように始まったばかりの状況ですが、三部の紙芝居をうまく活用し、出来るだけ多くの会員と共に青少年の健全育成に、そして地域社会に役立つよう頑張りたいと思います。

ちょっこしえ話

孫と対戦？

中学一年生になる孫(女の子)と七十歳になるおじいさんが、対戦をしています。きつかけは分かりませんが、孫から「おじいちゃん、五目並べしよう」と言い出したのは、春休みが始まってすぐのことです。

五目並べといえば、私が小学生の頃、休み時間になればノートに線を引いて友だちと遊んだ記憶があります。今の子どもたちには想像もつかないでしょう。

さて、孫との対戦です。初めの頃は当然おじいさんが連勝です。対戦をしながら「なんでそこにおいた？」と繰り返し問

に、ある日「おじいちゃんなんでそこへ打った？」と逆に指導をいただくようになりました。

対戦をし始めの頃は、五戦して連勝のおじいさんでしたが、一週間たった頃には三勝二敗という、おじいさんの立場が危なくなってきた。相手(孫)曰く、「三、四手先が分かるようになってきた」と。

対戦をするのに疲れたおじいさん、対戦する度に目が輝き始めた孫との、春休みの対戦でした。(おんぼらおじいさん)





更生保護、 あなたの善意が 事業の支え。

近年、社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題になっています。

このような犯罪を予防するには、地域社会から犯罪に陥る者が出不いように社会環境を改善するなど、犯罪予防活動を展開することが必要です。一方、犯罪に陥った者が再犯をしないよう保護や指導をすることも特に大切なことです。少年院や刑務所から釈放になった者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れ、職業や住居確保などについて助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ、善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題です。

これらの仕事には、社会奉仕の熱意と人間愛の精神に基づき、島根県内およそ五〇〇人の保護司並びに更生保護関係・団体である更生保護法人しらふじ、島根県更生保護女性連盟、島根県BBS連盟、NPO法人島根県就労支援事業者機構などの会員の人たちが日夜こ

れにたずさわわり、犯罪や非行に陥った者の再犯防止と改善更生への支援に努めています。

犯罪のない安全・安心な明るい社会を構築することを目的とする更生保護事業には種々の施策が講ぜられていますが、地域住民の皆さんのご協力なくしては出来ない仕事です。

一人でも多くの理解ある協力者を社会に求め、物心両面に亘るご支援がなければ、その目的を達成することは困難です。

島根保護観察協会は、こうした状況に対処するため、県内における犯罪予防並びに保護司活動等の充実発展を図る目的をもって組織されています。

何卒、趣旨をご理解いただき、左記の会費を納入いただき、当協会の会員としてご協力賜りますようお願い申しあげます。

普通会員	年額	一千元以上
協力会員	年額	三千元以上
賛助会員	年額	五千元以上
特別会員	年額	一万円以上
名誉会員	年額	十万円以上

更生保護法人島根保護観察協会
理事長 古瀬 誠

お礼とお願い

出雲地区では、昨年度、約千七百名の皆さまに島根保護観察協会にご加入のうえご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。今年度も、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

出雲地区保護司会
会長 坂本 主祥

更生保護功労受章者

(平成三十年春の叙勲)
瑞宝双光章
伊藤 皓元

保護司の異動

- ◎退任
一ノ瀬隆男(出雲)
園山 恵子(出雲)
(平成三十年五月三十一日付)
- ◎配属変更
渡部 舟海(大社)
(平成三十年四月六日付)

広報部会編集委員

- ◎田部 敏雄 ○坂根 光紀
- 川上 清子 勝島 徹正
- 野津 雅史 天野 良枝
- 藤田 努 花田久美子
- 足立 眞司 石飛 博雄
- 水 教一 板木 正久
- 渡部 享次 竹下 正宏
- 三島 健二 高見 陸哉
- 山田 信之 ◎部会長 ○副部会長

編集後記

第29号をお届けします。松江保護観察所長加藤様はじめ、ご多用の中、執筆協力くださった皆さまにお礼申し上げます。私が保護司をつとめて思うことは、私自身も過ちを犯しかねないということです。むしろ、過ちは誰でも犯すもの。人間は自分が思うほど強くありません。では、過ちが、犯罪につながるか、そうならないかの違いはどこにあるのか。それは、出合いの違いだと私は思います。たとえば、店内の当たり前の挨拶が、万引き防止効果をもたらすことはよく知られた事実です。更生し、社会復帰しようとする人を「犯罪者」と、特別視しない。それが、再犯防止、あるいは罪を犯した人の社会復帰の大きな力になると思います。豊かな社会とは、そうした社会を言うのでしょうか。私たちには、その力があると信じています。本号が、小さな声掛けのきっかけとなることを願ってやみません。野津雅史

*この広報紙は、更生保護法人島根保護観察協会からの助成金を財源として発行しています。